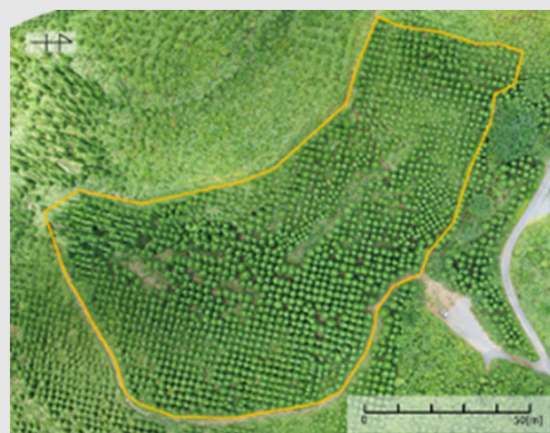


事例 8 スギ特定苗木の安定需給協定の締結による生産拡大支援 (九州森林管理局)



- ・ 熊本県熊本市 九州森林管理局
- ・ 「スギ特定苗木の安定需給協定」締結式
(令和6(2024)年11月)

- ・ 熊本県^{ひとよし}人吉市 ^{にしゅうら}西浦国有林
- ・ 協定対象となる指定採取源
(令和6(2024)年8月)

伐採後の再造林が課題となる中、造林の省力化・低コスト化に向けては、成長等が優れた苗木(特定苗木※)の活用が効果的です。一方、苗木生産者にとって、特定苗木の生産拡大には、種子・穂木※の確保や需要の拡大が重要となります。

九州森林管理局では、スギ特定苗木の安定的な確保及び九州各地における生産拡大の支援を目的として、令和6(2024)年11月に苗木生産者3者と「スギ特定苗木の安定需給協定」を締結しました。

この協定では、熊本県から指定採取源*として登録された国有林内の造林地において、特定母樹の穂木を協定締結者である熊本県内外の苗木生産者が採取・購入し、当該穂木から特定苗木を生産することとしています。この協定に基づき、苗木生産者は、特定母樹の穂木の入手や苗木の生産拡大を図ることが可能となります。

同局では、引き続き協定を通じた安定的な需給体制の構築に努めるとともに、特定苗木の活用拡大による造林の省力化・低コスト化に取り組んでいくこととしています。

*優良な苗木を安定的に生産するために、国や都道府県が指定する特に優れた遺伝的特性を持つ親木(母樹)や林分。なお、特定苗木による造林地の採取指定は、国有林で初の事例である。